

令和4年2月1日

蕨市立小・中学校保護者 様

蕨市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の自宅待機期間
短縮について（お知らせ）

日頃より、本市教育行政にご理解・ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、過日、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の自宅待機期間を10日間から7日間に短縮する旨の表明がありました。

このことを受け、南部保健所に確認したところ、保健所が新たに濃厚接触者に特定する者に対して、7日間の自宅待機期間としていることに加え、これまで10日間の自宅待機期間としていた濃厚接触者に対しても、自宅待機期間を7日間に短縮する扱いとしているという回答を得ました。

これに伴い、蕨市立小・中学校に在籍する児童・生徒につきましては、自宅待機期間の取扱いを下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1 保健所が特定する「濃厚接触者」及び、学校が学校医等の助言を経て判断する「濃厚接触者相当の者」の自宅待機期間を「7日間」とする。
- 2 これまで、保健所または学校から「濃厚接触者」「濃厚接触者相当の者」として、10日間の自宅待機を指示されていた児童・生徒についても、自宅待機期間を「7日間」に短縮する。
- 3 上記1・2の場合、自宅待機をしていた児童・生徒が8日目に発熱等の風邪症状がなく、同居家族等にも風邪等の症状がない場合は、当該児童・生徒は8日目から登校することができる。
- 4 同居家族等が「濃厚接触者」「濃厚接触者相当の者」に該当するため、登校を自粛していた児童・生徒については、同居家族等の自宅待機期間が「7日間」となるので、8日目に同居家族等及び登校を自粛していた児童・生徒に発熱等の風邪症状がない場合は、当該児童・生徒は登校することができる。

蕨市教育委員会教育部学校教育課
電話：048(433)7728